

広島商船高等専門学校		開講年度	平成30年度 (2018年度)	授業科目	電波法規		
科目基礎情報							
科目番号	0004	科目区分	専門 / 必修				
授業形態	講義	単位の種別と単位数	履修単位: 1				
開設学科	商船学科 (航海コース)	対象学年	3				
開設期	前期	週時間数	2				
教科書/教材	教科書: 第一級海上特殊無線技士用「法規」標準教科書 (財団法人 電気通信振興会)						
担当教員	木下 恵介						
到達目標							
(1)第一級海上特殊無線技士として理解しておくべき電波法の内容を理解している。							
ルーブリック							
	理想的な到達レベルの目安	標準的な到達レベルの目安	未到達レベルの目安				
評価項目1	第一級海上特殊無線技士として理解しておくべき電波法の内容を説明することができる。	第一級海上特殊無線技士として理解しておくべき電波法の内容を理解している。	第一級海上特殊無線技士として理解しておくべき電波法の内容を思い起こすことができる。				
評価項目2							
評価項目3							
学科の到達目標項目との関係							
教育方法等							
概要	第一級海上特殊無線技士として理解しておくべき電波法を扱う。ここでは、船舶の通信の専門知識・技術を身につける。将来、船員として通信業務に携わるための最低限必要となる科目である。						
授業の進め方・方法	基本的には講義形式で授業を進める。						
注意点	(1) 当科目、無線工学および海事英語の全ての単位が認定されれば、申請のみで、第一級海上特殊無線技士の資格を得ることができる。 (2) 予習として、授業の前に、習う範囲について、教科書を熟読しておくこと。 (3) 学習内容についてわからないことがあれば、積極的に質問すること。						
授業計画							
		週	授業内容	週ごとの到達目標			
前期	1stQ	1週	総則	電波法の目的、概要、用語の定義			
		2週	無線局の免許	無線局の開設、免許の有効期間および再免許、免許状記載事項			
		3週	無線従事者	無線従事者の免許、免許証の訂正、再交付または返納			
		4週	無線局の運用	通則、一般通信方法			
		5週		海上移動業務の通則、海上移動業務の通信方法			
		6週		遭難通信、緊急通信、安全通信、漁業通信			
		7週		特別業務の局の運用、非常通信および非常の場合の無線通信			
		8週	業務書類	時計の備え付けおよび照合の義務、			
	2ndQ	9週		電波の質、電波の形式の表示等、			
		10週		船舶局の特則、遭難自動通報設備、レーダ			
		11週	監督	電波の発射の停止、無線局の検査			
		12週	手数料・電波利用料・罰則	手数料の納付、電波利用料制度、罰則			
		13週	国内関係法令	電気通信事業法および船舶安全法の概要			
		14週	国際法規	国際電気通信連合憲章および同条約の概要 無線通信規則			
		15週		国際電気通信規則の概要 1978年の船員の訓練および資格証明並びに当直の基準に関する国際条約			
		16週	まとめ				
評価割合							
	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	70	30	0	0	0	0	100
基礎的能力	0	0	0	0	0	0	0
専門的能力	70	30	0	0	0	0	100
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0